

項 目	電源電線の屈曲試験について
1 内容	技術基準省令解釈別表第八 1（2）サ項の電源電線の屈曲試験では、「電源電線等の先に 5 0 0 g のおもりをつるして可動板を左右交互におのおの次の表に示す角度及び速さで連続して 2, 0 0 0 回往復する操作を行ったとき、」と試験方法が規定されている。（旧解釈別表第四 1（2）ラ項も同様。）この屈曲回数の数え方は、鉛直状態からの片道の往復で 1 回か、または鉛直状態から左右に往復して 1 回か、教えてほしい。
2 回答	屈曲回数の 1 回の数え方は、鉛直状態からの片道の往復数になります。 （理由） 別表第八 1（2）サ項の表の備考に「往復の速さにおける回数は左右おのおの 1 回と数える。」と記載されており、往復の定義もこれに整合しています。